

深川市強靱化計画

～国土強靱化地域計画～

2020（令和 2）年度～2024（令和 6）年度
北海道深川市

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	地域防災計画と強靱化計画	3
第2章	深川市強靱化の基本的考え方	
1	深川市強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	7
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
3	評価の実施手順	9
4	評価結果（脆弱性評価調書）	9
第4章	深川市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	21
2	施策推進の指標となる目標値の設定	21
3	推進事業の設定	21
	【深川市強靱化のための施策プログラムの策定】	22
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	39
2	計画の推進方法	39
3	持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進	40
【別表】	深川市強靱化のための主な推進事業一覧	

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011（平成23）年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、本市においても、豪雨・暴風雨による洪水や土砂災害、大規模な地震の発生のほか、この地域特有の豪雪・暴風雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013（平成25）年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014（平成26）年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019（令和元）年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しが行われている。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取り組みを進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015（平成27）年3月に策定し、国の基本計画の見直しを踏まえ2020（令和2）年3月に改訂するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

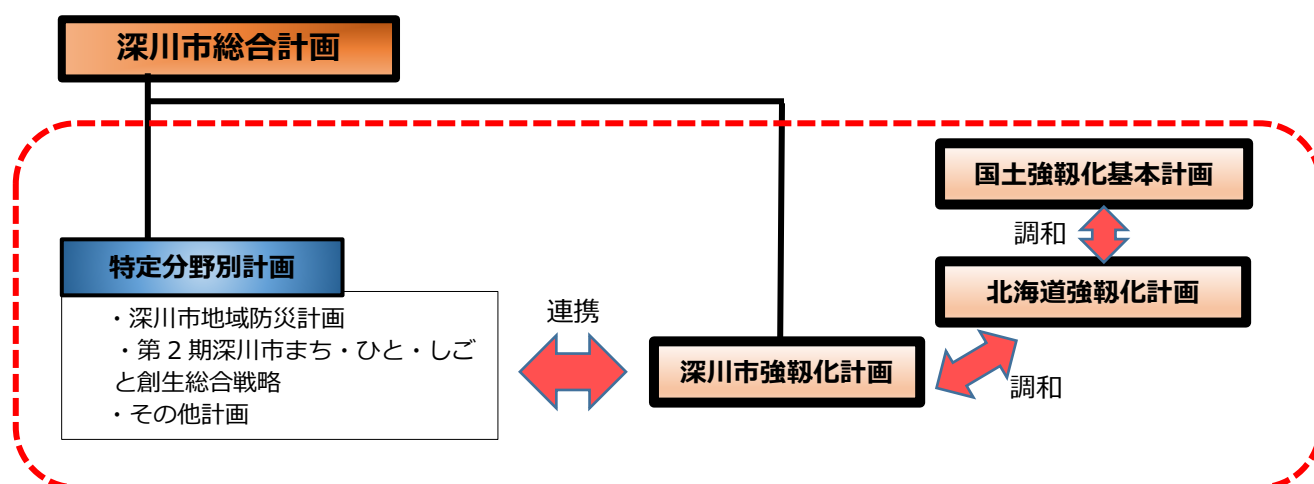
この間、本市においても、東日本大震災の教訓を踏まえ「深川市地域防災計画」の見直しを行ったほか、2016（平成28）年の豪雨災害などの経験や情報から、防災・減災のための取り組みを強化してきたところである。

本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、市民等の総力を結集し、これまでの取り組みを更に加速していかなければならない。

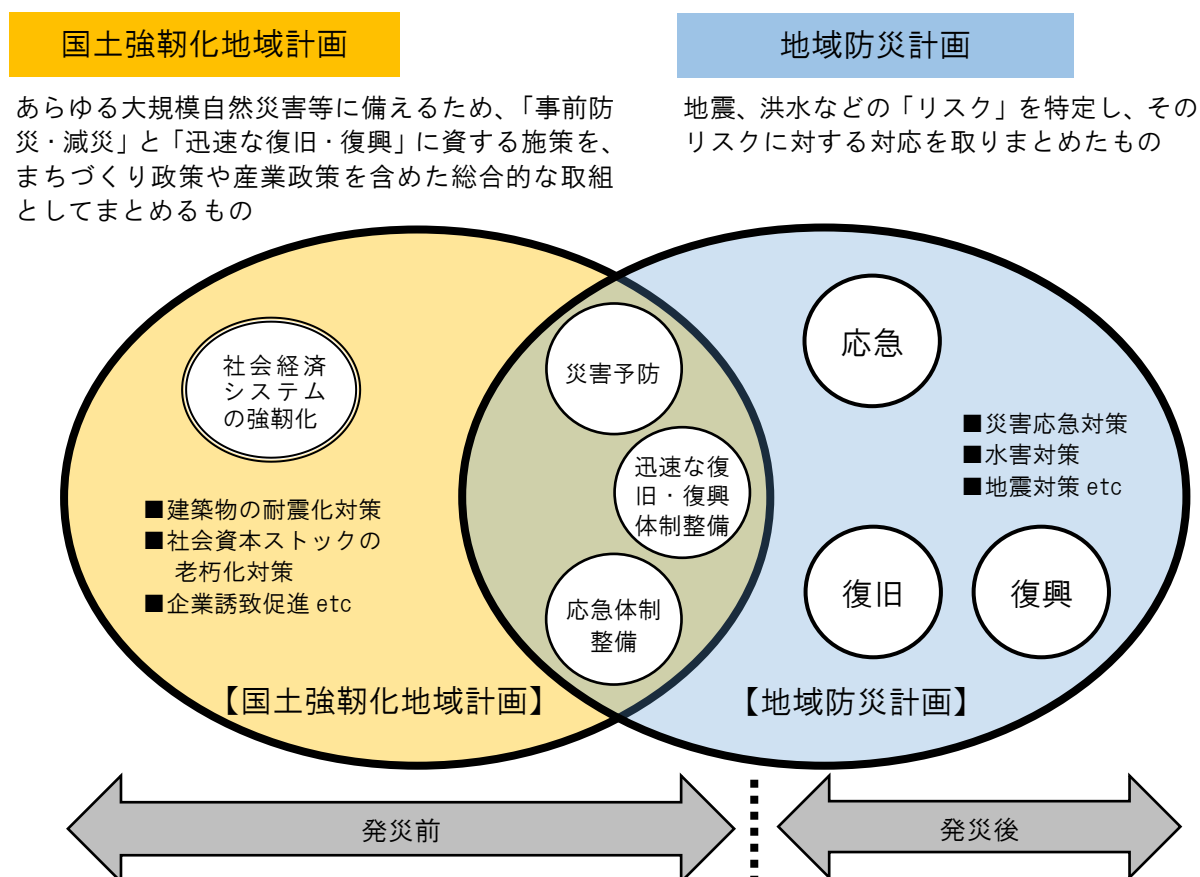
こうした基本認識のもと、北海道強靱化計画に調和した取り組みを進めるためにも、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「深川市強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、本市の総合計画、地域防災計画、まち・ひと・しごと総合戦略等の分野別計画と連携した上で、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災、産業、医療、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



3 地域防災計画と強靱化計画



第2章 深川市強靱化の基本的考え方

1 深川市強靱化の目標

深川市強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の重要な社会経済機能を維持することに加え、本市がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みである。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければならない。

深川市の強靱化は、こうした見地から、本市のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、深川市強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の4つを深川市独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

深川市強靱化の目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (3) 迅速な復旧復興
- (4) 市の持続的成長の促進

国土強靱化基本計画基本目標（2018(平成 30)年 12 月）

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

北海道強靱化計画基本目標（2020(令和 2)年 3 月）

- (1) 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
- (2) 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する
- (3) 北海道の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

深川市強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、深川市強靱化の4つの目標の観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、市外における大規模自然災害についても、本市として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 深川市における主な自然災害リスク

(1) 地震

○深川市における想定地震

・十勝沖・釧路沖の地震

十勝沖・釧路沖の地震はM8.2程度の地震が想定され、震源地付近で震度6強と予想される。市内最大震度として、震度4が予想される。

・増毛山地東縁断層帯（沼田一砂川付近の断層帯による地震）

増毛山地東縁断層帯（沼田一砂川付近の断層帯による地震）はM6.9程度の地震が想定され、震源地付近で震度7と予想される。市内最大震度として、震度6強が予想される。

・全国どこでも起こりうる直下の地震

全国どこでも起こりうる直下の地震はM6.9程度の地震が想定され、震源地付近で震度6強と予想される。市内最大震度として、震度6強が予想される。

○過去の被害状況

- ・1986（昭和61）年 直下型地震 被害額 1.1 億円
- ・1993（平成5）年 釧路沖地震 被害額 6.1 億円
- ・1995（平成7）年 空知地方直下型地震 被害額 2.8 億円
- ・2018（平成30）年 北海道胆振東部地震 停電最大 40 時間

(2) 豪雨／暴風雨／竜巻

○低気圧前線と台風による浸水被害等が各地で発生しており、近年においては気候変動に伴い集中豪雨による災害が頻繁に発生している。

○過去の被害状況

- ・2014（平成26）年8月 大雨 被害額 1.1 億円
- ・2016（平成28）年8月 台風 被害額 2.4 億円
- ・2018（平成30）年7月 大雨 被害額 4.9 億円

(3) 豪雪／暴風雪

○豪雪地帯に指定されており、大雪や吹雪による被害が発生している。

○過去の被害状況

- ・1983（昭和58）年10月 降雪 被害額3,900万円
- ・2004（平成16）年2月 暴風雪 被害額910万円

2-2 市外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

○発生確率 …… M7クラス、30年以内に70%

○被害想定 …… 死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、
建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

(2) 南海トラフ地震

○発生確率 …… M8～9クラス、30年以内に70～80%程度

○被害想定 …… 死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人、
建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、
被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

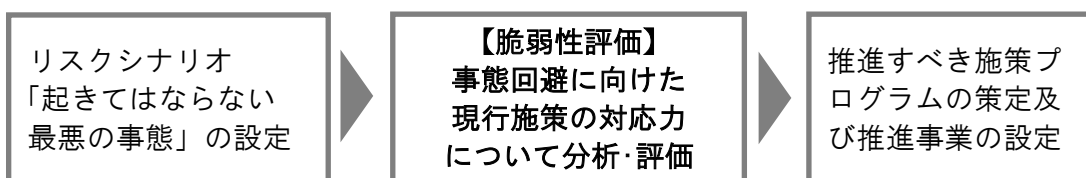
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本市としても、本計画に掲げる深川市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」、北海道が道内自治体向けの支援として作成した「国土強靱化地域計画策定マニュアル」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、深川市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、市内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など市外における大規模自然災害のリスク低減に向けた深川市の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本市の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つの「事前に備えるべき目標（カテゴリー）」と20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資等供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果（脆弱性評価調書）

評価結果は次の脆弱性評価調書のとおり。

脆弱性評価調書

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（住宅、建築物等の耐震化）【建築住宅課】

- 住宅・建築物等の耐震化は一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられていることなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、ホテルや旅館等の民間の大規模建築物などに加え住宅についても、耐震診断や改修等が補助対象となっていることから、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づき必要な耐震化を進める必要がある。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設など不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策やブロック塀等の安全点検・安全対策など、耐震化を一層促進する必要がある。

（建築物等の老朽化対策）【建築住宅課、自治防災室、複合施設整備推進室】

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取り組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「深川市公共施設等総合管理計画」や各施設管理者が個別施設ごとの長寿命化計画等を策定することにより、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 市営住宅の老朽化対策については、「深川市公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 建築物の倒壊・老朽化防止の観点から、国の支援制度を活用するなどし、空き家の解消に向けた各種支援策を推進する必要がある。

（避難場所の指定・整備・普及啓発）【自治防災室、建築住宅課】

- 災害対策基本法や深川市地域防災計画に基づき指定緊急避難場所等を指定しているが、市民への周知啓発を行う必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所についても、指定は進めているが、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制の構築を進めるとともに、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、再生可能エネルギーの整備や、LED化により消費エネルギーの最小化を図るなど、災害時の多様なエネルギーの確保に努める必要がある。
- 避難所における感染症対策のため、避難所運営マニュアルの見直しを行うとともに避難所の3密対策を進める必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）【都市建設課】

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化を推進する必要がある。

（防災対策・火災予防）【消防本部】

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取り組みを推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	65.1% (2020)
・多数の者が利用する建築物の耐震化率	75.3% (2020)
・公立小中学校の耐震化率	100% (2011)
・公立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率	63% (2020)
・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況	指定緊急避難場所 32 箇所、指定避難所 35 箇所 (2019)
・福祉避難所の確保状況	福祉避難所 10 箇所 (2020)
・市街地等の幹線道路の無電柱化率	20% (2019)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）【自治防災室】

- 土砂災害警戒区域の指定については、北海道が実施する区域指定に必要な調査へ協力するとともに、北海道と連携して区域の指定を推進する必要がある。また、ハザードマップの改訂などによる警戒区域の周知など、警戒避難体制の整備をする必要がある。

【指標（現状値）】

- ・土砂災害警戒区域指定数 土砂災害警戒区域 41箇所（2019）
- ・土砂災害ハザードマップの作成状況 作成済（2019）

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）【自治防災室、上下水道課】

- 防災ガイドブック（ハザードマップ）を作成・配布しており、市民に対して適宜周知を図る必要がある。
- 内水ハザードマップについては、今後、浸水想定区域の図の作成などの取り組みを進める必要がある。

（河川改修等の治水対策）【都市建設課、上下水道課、自治防災室】

- 国、道、市では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムの整備などの治水対策を行っているが、進捗途上であり、近年大雨災害で被害を受けた河川や都市部を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 流域の特性や課題に応じ、洪水調整機能の向上を図るなど、既設ダムを有効活用するダム再生の取り組みを要請する必要がある。
- 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップの作成状況 作成済（2019）
- ・内水ハザードマップの作成状況 未作成（2019）
- ・雨水管整備率 28.1%（2019）

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）【都市建設課】

- 暴風雪による特殊通行規制や早期の通行規制解除などを目的とした優先確保ルートの設定・運用を試行しているところであるが、通行規制や復旧見込みの情報などを各道路管理者（国、道、市町）が連携し、地域住民や観光客などに、きめ細やかに提供する必要がある。

（除雪体制の確保）【都市建設課】

- 各道路管理者（国、道、市町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情や除雪機械の老朽化のほか、車両センターの整備、排雪の堆積場の確保など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・除排雪車両保有台数（民間含む） 122台（2020）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）【自治防災室】

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・暖房器具等の備蓄状況 毛布 2,200 枚、発電機 29 台、暖房器具 62 台（2020）

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）【自治防災室、消防本部】

- 関係機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を維持する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、河川などの監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムを使用するなど、効果的な運用を図る必要がある。
- 災害関連情報を確実に収集し、他の行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）【自治防災室】

- 国のガイドラインを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成しているが、必要に応じて避難勧告等の発令基準を見直す必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が整備する国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線 LAN を整備に加え、従前から使用している緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）の適切な運用をするなど、災害情報提供の耐災害性を向上するとともに、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）【自治防災室、商工労政課、高齢者支援課、健康福祉課】

- 災害発生時において、外国人や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、関係機関と連携した受入体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や、障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成しており、災害時に町内会をはじめ自治会や自主防災組織など地域住民が名簿を活用した避難が進むよう体制の整備が必要である。

（地域防災活動・防災教育の推進）【自治防災室、消防本部】

- 自主防災組織による更なる地域防災力の向上に向け、災害情報等の情報連絡体制を確保するため、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。
- 防災教育の推進に向けて、住民や企業、団体、関係機関などと連携し、多様な担い手の育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取り組みを進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取り組みを行う必要がある。
- 地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防本部との情報共有体制の強化、教育訓練の充実を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・自主防災組織活動カバー率 27.1%（2019）

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資等供給の長期停止

【評価結果】

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）【自治防災室】

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）【自治防災室】

- 本市においては、防災に対する備蓄を必要に応じて進めているが、家庭や企業等においても、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） 26件（2020）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（合同訓練など関係行政機関の連携体制整備）【自治防災室、消防本部】

- 防災総合訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練等の充実や訓練施設及び訓練環境を整備していく必要がある。

（自衛隊体制の維持・拡充）【自治防災室】

- 大規模自然災害時について、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、地域に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、市や道など関係機関が連携した取り組みを推進する必要がある。

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）【消防本部】

- 消防救急無線はデジタル化が完了しており、今後は計画的な機器更新を行う必要がある。
- 災害対応力の維持・強化に向け、消防車両、活動資機材等の整備・更新を行い、消防救急活動の強化を図る必要がある。
- 救急救命士等を計画的に養成するとともに、住民等に対する応急手当の普及啓発を推進する必要がある。
- 大規模自然災害発生時等に備え、計画的な消火栓と防火水槽の整備を行い、消防水利施設の増強を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・ 深川市防災総合訓練 実施（2017）
・ 指導救命士の人数 0人（2020）

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）【自治防災室】

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の段ボールベッド・室内テントなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進める必要がある。

（被災時の医療支援体制の強化）【市立病院】

- 災害時の医療確保のため、保有する DMAT（災害派遣医療チーム）を含め院内の機能強化に向け他機関との連携も想定した大規模災害訓練や DMAT 訓練として道が主催する訓練に参加する必要がある。また、使用する資機材については、定期的に更新する必要がある。

（災害時拠点病院の機能強化）【市立病院】

- 災害拠点病院に求められている耐震化構造の施設であるとともに、大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時に必要な機能を維持するための自家発電設備の整備は完了しているが、今後の経年劣化に伴う、施設・設備のメンテナンスや改修の必要がある。

（災害時における福祉的支援）【自治防災室、社会福祉課、健康福祉課、高齢者支援課】

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への支援を図る必要がある。

（防疫対策）【自治防災室、健康福祉課、環境課】

- 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・災害拠点病院における DMAT 保有率	100%（2020）
・DMAT 訓練の実施回数	年1回（2020）
・災害拠点病院の耐震化率	100%（2020）
・通常時の8割程度の発電容量と3日分の燃料を備えた自家発電設備を設置している災害拠点病院の割合	100%（2020）
・災害拠点病院における応急用医療資機材の整備率	100%（2020）
・予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率	95.8%（2019）

(3) 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能等の強化）【自治防災室、庁舎建設推進室、消防本部】

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画（BCP）の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、職員の参集や応援職員の受入体制、各班相互の連携、報道対応などを含めて本部機能の実施体制の検証を行う必要がある。また、地域防災計画や業務継続計画の見直しなどを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、市内では団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる本庁舎及び消防庁舎であるが、本庁舎については耐震性が確保されておらず、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の耐震化や、再生可能エネルギー設備等の導入によるレジリエンス機能強化を図る必要がある。

（市における業務継続体制の整備）【自治防災室、総務課】

- 市では「業務継続計画」を作成しており、今後、防災訓練等を通じ業務継続計画の検証を行い、必要に応じて修正を行うとともに、組織全体の業務継続体制を強化する必要がある。
- 本市の主要な情報システムのサーバは民間のデータセンターに設置しているものの、災害時において、市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するためには、その手段として利用されている ICT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定する必要がある。

（広域応援・受援体制の整備）【自治防災室、消防本部】

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、国、道、他自治体との応援・受援体制の構築を図る必要がある。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行い、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備える必要がある。
- 緊急援助隊登録車両の計画的な整備・更新を図る必要がある。

（行政情報等のバックアップ体制の整備）【地域振興課】

- 北海道は、冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないことなど、データ保管に適した環境を有しており、こうした立地環境の優位性を活かし、政府や自治体が所有する行政情報のバックアップ先としての機能が担えるよう所要の取り組みを促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・災害対策本部を設置する庁舎（市庁舎、消防庁舎）の非常用発電機設置率	50%（2020）
・消防団員数	203 人（2020）
・災害対策本部を設置する庁舎（市庁舎、消防庁舎）の耐震化率	50%（2020）
・深川市業務継続計画（BCP）策定状況	策定済（2020）
・ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）策定状況	未策定（2020）
・緊急消防援助隊登録数	4 隊 18 名（2020） うち消火小隊 3 隊 15 名、救急小隊 1 隊 3 名

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

（避難所等への石油燃料供給の確保） 【自治防災室】

- 災害時において緊急車両や避難所等に対する石油燃料を安定確保・供給するため、空知地方石油協同組合北空知分会との間で協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害時における石油類燃料の供給等に関する協定締結（2014）

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備） 【農政課】

- 本市の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（農業の体質強化） 【農政課】

- 現在、本市の農業は、農業従事者の高齢化、担い手不足による農業労働力不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、将来にわたって食料の安定供給に貢献していくためには、経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、本市の農業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する必要がある。

（地場農産物の付加価値向上と販路拡大） 【農政課】

- 農業所得の減少など厳しい環境の中、本市農業が持続的に発展していくためには、実需者ニーズに対応した高品質化や付加価値向上、販路拡大のための取り組みの推進、さらには農産物の加工・販売など6次産業化の取り組みにより、将来的には地域ブランドの確立を図るなどの取り組みを推進する必要がある。

（農作物被害の防止） 【農政課】

- エゾシカなどの有害鳥獣による農作物被害は年々増加しており、食料の安定供給に影響を及ぼすことが危惧される。そのため、防護柵の設置や有害鳥獣の駆除など、適切な被害防止対策を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・主要農産物（水稻）の生産量 30,410t（2019）
- ・基幹的な農業水利施設における個別施設ごとの長寿命化計画策定割合 0%（2016）
- ・GPSガイダンスシステム導入率 6%（2019）
- ・有害鳥獣駆除頭数（エゾシカ） 146頭/年（2019）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設等の防災対策）【上下水道課】

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や配水管路など水道施設の耐震化や老朽化対策について、計画的な整備が必要である。また、今後、更新期を迎える施設については、施設の重要度及び劣化度合のほか今後の水需要などを考慮した施設の更新や、維持管理などの対策を推進することが必要である。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、水道事業者における危機管理体制の強化を図る必要がある。

（下水道施設等の防災対策）【上下水道課】

- 深川市公共下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）について、国の BCP マニュアル改訂に伴う見直しを進める必要がある。
- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化など、着実な整備が求められる。また、施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせないストックマネジメント計画に基づき、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 農業集落排水施設については、機能診断に基づく計画的な老朽化対策等を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 上水道の基幹管路の耐震適合率	43.5%（2018）
・ 下水道 BCP の策定状況	策定済（2017）
・ 下水道施設のストックマネジメント計画策定状況	策定済（2018）
・ 農業集落排水施設の機能診断実施状況	実施済（2019）

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（道路交通ネットワークの整備）【都市建設課】

- 国道や道道など広域的な交通アクセス道路について、未改良区間や再整備が必要な区間等の早期整備を要請し、災害時における地域住民の移動手段を確保する必要がある。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策、老朽化対策）【都市建設課、農政課】

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「深川市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、災害時に重要な避難路などについて、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋や森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道については、地域の生活道路としての機能を担っていることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。

（鉄道の機能維持・強化）【企画財政課、複合施設整備推進室】

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、道や鉄道事業者などと連携し、必要な検討・取り組みを進める必要がある。
- 地域住民の移動手段を確保するため、鉄道とバスの円滑な乗り継ぎが可能となるよう交通結節機能の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・ 橋梁の予防保全率	38%（2019）
・ 橋梁点検実施率	3%（2019）
・ 路面性状調査率	92%（2019）

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(リスク分散を重視した企業立地等の促進) 【地域振興課】

- 近年、全国的に相次ぐ自然災害や、人手不足の深刻化などにより、企業の事業継続に関するリスクマネジメントへの意識が高まる中、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した北海道の優位性を活かすとともに、企業のニーズに応じた支援の検討などオフィスや生産拠点の本市への立地を促進するための取り組みを強化する必要がある。

(企業における事業継続体制の強化) 【商工労政課】

- 災害による影響を最小化するため、市内中小企業の業務継続計画の策定を促進する必要がある。

(被災企業等への金融支援) 【商工労政課】

- 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、市としては、引き続きこうしたセーフティネット策を活用するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えについて推進する必要がある。

【指標（現状値）】

—

5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(陸路における流通拠点の機能強化) 【地域振興課】

- 札幌市と旭川市を結ぶ道央圏における重要な物流拠点として、地理的優位性を活かした企業誘致の展開を図る必要がある。

【指標（現状値）】

—

(6) 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

【評価結果】

（ため池の防災対策）【農政課】

- 大規模地震や豪雨等を起因とした、ため池の決壊などによる二次災害を防止するため、ため池の点検・診断を行い、その結果に基づく必要な対策を推進するとともに、浸水予測図に基づく防災重点ため池のハザードマップ作成および周知を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災重点ため池の耐震性、豪雨に関する詳細調査の実施割合 50% (2020)
- ・ 防災重点ため池のハザードマップの策定状況 策定済 (2020)

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

（森林の整備・保全）【農政課】

- 本市の森林面積は市の総面積の約 61% を占めており、大災害等に起因する森林の荒廃は、市全体の強靱化に大きな影響を与える問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカや野ねずみなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）【農政課】

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 市有林の整備面積 6.8ha (2019)
- ・ 民有林の整備面積 90ha (2019)
- ・ 農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 20 組織 (2020)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備) 【環境課】

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理の具体的な対応が求められることから「災害廃棄物処理計画」の策定を促進する必要がある。

(地籍調査の実施) 【都市建設課】

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査の成果を適切に管理する必要がある。

(仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保) 【自治防災室、建築住宅課】

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国等と連携しながら、研修等を通じ職員の能力向上を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定（2020）
- ・ 地籍調査進捗率 89%（2020）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携等) 【自治防災室、都市建設課、建築住宅課】

- 市と深川建設業協会は、「深川市所管施設等の災害時における応急対策等に関する協定」を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会等との、より一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。
- 減少する建設業就業者及び技能労働者の確保に向けた取り組みが進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

(行政職員の活用促進) 【自治防災室、総務課】

- 北海道や他自治体への応援要請又は他自治体に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時より北海道や他自治体と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく必要がある。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化) 【農政課、企画財政課、複合施設整備推進室】

- 地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。
- 人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。
- 平時からの市街地におけるコミュニティ機能の維持・活性化のため、交流機能の強化に向けた取り組みを促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害における応急対策業務に関する協定 作成済（2007）

第4章 深川市強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、深川市における強靱化施策の取組方針を示す「深川市強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市等の各関係者が共有する「計画期間内に達成を目指す努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な主な事業のうち、深川市が主体となって実施する事業（今後、活用が見込まれる国や北海道の補助事業含む）を設定し、別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【深川市強靱化のための施策プログラムの策定】

- ・ 脆弱性評価において設定した 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）【建築住宅課】

- 「深川市耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、住宅及び民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。

（建築物等の老朽化対策）【建築住宅課、自治防災室、複合施設整備推進室】

- 公共建築物の老朽化対策については、「深川市公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- 市営住宅の老朽化対策については、「深川市公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する。
- 民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用などを通じ、既存建築物の改修や空き家の有効活用等の促進を図る。

（避難場所等の指定・整備・普及啓発）【自治防災室、建築住宅課】

- 災害対策基本法や深川市地域防災計画に基づき指定緊急避難場所等を指定しているが、災害の種類や状況に応じた避難のため、市民への周知啓発を行う。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所を指定しており、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。
- 災害時に避難所となる施設について LED 化による消費エネルギーの最小化や再生可能エネルギーの利用、燃料の備蓄を図るなど災害時に複数の対応策を進める。
- 避難所における感染症対策のため、避難所運営マニュアルの見直しを行うとともに避難所の 3 密対策を進める。

(緊急輸送道路等の整備)【都市建設課】

- 救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路等について、国や北海道と連携を図るとともに無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。

(防火対策・火災予防)【消防本部】

- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取り組みを促進する。

《指 標》

- ・住宅の耐震化率 65.1% (2020) ➡ 90% (2024)
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率 75.3% (2020) ➡ 90% (2024)
- ・公立小中学校の耐震化率 100% (2011) ➡ 現状維持
- ・公立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率 63% (2020) ➡ 100% (2024)
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況
指定緊急避難場所 32 箇所、指定避難場所 35 箇所(2019) ➡ 必要に応じて整備
- ・福祉避難所の確保状況 福祉避難所 10 箇所(2020) ➡ 必要に応じて整備
- ・市街地等の幹線道路の無電柱化率 20% (2019) ➡ 52.2% (2024)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)【自治防災室】

- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの改訂などによる住民周知を図る。

《指 標》

- ・土砂災害警戒区域指定数 41 箇所(2019) ➡ 必要に応じて指定
- ・土砂災害ハザードマップの作成状況 作成済(2019) ➡ 必要に応じて更新

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)【自治防災室、上下水道課】

- 今後、北海道により想定最大規模の洪水に対する浸水想定区域図等が示された場合に、洪水ハザードマップを改訂し地域住民への周知を図る。
- 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」や近年の全国的な内水被害の発生状況等を踏まえ、市の内水ハザードマップを作成する。

(河川改修等の治水対策)【都市建設課、上下水道課、自治防災室】

- 河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、国、道、市それぞれの管理河川において、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。
- 流域の特性や課題に応じ、洪水調整機能の向上を図るなど、既設ダムを有効活用するダム再生の取り組みの推進について要請する。
- ゲリラ豪雨などの大雨による浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。

《指 標》

・洪水ハザードマップの作成状況	作成済(2019) ➡	必要に応じて更新
・内水ハザードマップの作成状況	未作成(2019) ➡	作成(2024)
・雨水管整備率	28.1%(2019) ➡	28.4%(2024)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制)【都市建設課】

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し平時からの意識啓発を推進する。

(除雪体制の確保)【都市建設課】

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械や車両センター等の計画的な更新、増強を図る。

《指 標》

・除排雪車両保有台数(民間含む)	122台(2020) ➡	現状維持
------------------	--------------	------

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)【自治防災室】

- 市が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄をする。

《指 標》

・暖房器具等の備蓄状況(2020)	毛布	2,200 枚	➡	必要に応じて追加
	発電機	29 台	➡	必要に応じて追加
	暖房器具	62 台	➡	必要に応じて追加

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)【自治防災室、消防本部】

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムを使用し連携を図る。
- 災害現場における情報収集手段を強化し、無人航空機(ドローン)等の資機材を整備する。

(住民等への情報伝達体制の強化)【自治防災室】

- 避難指示等の発令基準を国が改定した際、災害時に住民が安全な避難行動をとれるように周知活動を促進する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の整備を促進するとともに、公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとLアラート(災害情報共有システム)の活用など、災害情報伝達手段の多重化を促進する。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)【自治防災室、商工労政課、高齢者支援課、健康福祉課】

- 外国人や観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から外国人や観光客を守る受入体制の整備を行う。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成、避難誘導・支援に関し、所要の対策を推進するため、マニュアル等の作成を行う。

(地域防災活動、防災教育の推進)【自治防災室、消防本部】

- 地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取り組みを推進する。
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図る。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。
- 消防団と消防本部との情報共有体制の強化，教育訓練の充実を推進する。

《指 標》

・ 自主防災組織活動カバー率 27.1% (2019) ➡ 50% (2024)

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資等供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)【自治防災室】

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練などの実施により、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を推進する。

(非常用物資の備蓄促進)【自治防災室】

- 本市においては、防災に対する備蓄を必要に応じて進めているが、家庭や企業等における備蓄についても、最低3日間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であることから、防災教室などの啓発活動により、各当事者の自発的な取り組みを促進する。

《指 標》

・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体・行政機関）

26件（2020） ➡ 必要に応じて協定を締結

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)【自治防災室、消防本部】

- 深川市の関係機関で構成する深川市防災会議による防災総合訓練をはじめとする各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
- 消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練等の充実に図るとともに、訓練施設及び訓練環境の整備に努める。

(自衛隊体制の維持・拡充)【自治防災室】

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や関係機関などと連携した取り組みの推進に努める。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備) **【消防本部】**

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有する情報基盤の整備を推進する。
- 消防・救急需要などに的確に対応するため、災害対応力の維持・強化に向け、消防車両、活動資機材等の更新整備を計画的に行う。
- 救急救命士・救急隊員を計画的に養成するとともに、救急講習等を開催することで住民等に対する応急手当の普及啓発を推進する。
- 計画的に消火栓・防火水槽の整備を行い消防力の向上を図る。

《指 標》

- | | | | |
|-------------|----------|---|----------|
| ・ 深川市防災総合訓練 | 実施(2017) | ➡ | 必要に応じて実施 |
| ・ 指導救命士の人数 | 0人(2020) | ➡ | 2名(2024) |

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮) **【自治防災室】**

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の段ボールベッド・室内テントなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を推進する。

(被災時の医療支援体制の強化) **【市立病院】**

- D M A T (災害派遣医療チーム)を含め院内の災害対応力の向上を図るため、関係機関と連携し機能強化に向けた大規模災害訓練等を実施する。

(災害時拠点病院の機能強化) **【市立病院】**

- 災害拠点病院に求められる耐震化構造の施設、自家発電設備等のメンテナンスや改修を適切に実施する。また、災害拠点病院として備蓄品の確保や救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、応急用医療資機材の整備を推進する。

(災害時における福祉的支援) **【自治防災室, 社会福祉課, 健康福祉課, 高齢者支援課】**

- 福祉関係団体との「災害発生時における福祉避難所設置運営に関する協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

(防疫対策) **【自治防災室、健康福祉課、環境課】**

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

《指 標》

- ・ 災害拠点病院における DMAT 保有率 100% (2020) ➡ 現状維持
- ・ DMAT 訓練の実施回数 年 1 回 (2020) ➡ 年 1 回を維持
- ・ 災害拠点病院の耐震化率 100% (2020) ➡ 現状維持
- ・ 通常時の 8 割程度の発電容量と 3 日分の燃料を備えた自家発電設備を設置している
災害拠点病院の割合 100% (2020) ➡ 現状維持
- ・ 災害拠点病院における応急用医療資機材の整備率 100% (2020) ➡ 現状維持
- ・ 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率
95.8% (2019) ➡ 95%以上 (2020 以降)

3. 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)【自治防災室、庁舎建設推進室、消防本部】

- 災害対策本部の機能強化に向け、職員の参集範囲や指揮室各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法などを検証し、必要に応じ見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料など計画的に非常用備蓄を確保する。
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。
- 災害時の防災拠点として、災害対策本部機能の維持確保に必要な庁舎（市庁舎、消防庁舎）の耐震化や、再生可能エネルギー設備等の導入によるレジリエンス機能強化を図る。

(市における業務継続体制の整備)【自治防災室、総務課】

- 業務継続計画については、防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うなど、災害時における業務の継続体制を確保する。
- 市役所新庁舎の建設に合わせ、その時点での ICT 機器や情報通信ネットワークの配置状況に応じた ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定するほか、災害時における情報システムの機能維持・継続のための取り組みを行う。

(広域応援・受援体制の整備)【自治防災室、消防本部】

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、国、道、他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備える。
- 緊急援助隊登録車両の計画的な整備・更新を図る。

(行政情報等のバックアップ体制の整備)【地域振興課】

- 首都圏との同時被災リスクの少ない地域特性や優位性を活かし、市内工業団地への企業誘致や政府・道内外の自治体が保有する行政情報のバックアップ機能を担う民間データセンターの立地促進、情報基盤の整備など、必要な取り組みを促進する。

《指 標》

- ・ 災害対策本部を設置する庁舎(市庁舎、消防庁舎)の非常用発電機設置率
50%(2020) ➡ 100%(2024)
- ・ 消防団員数
203 人(2020) ➡ 215 人(2024)
- ・ 災害対策本部を設置する庁舎(市庁舎、消防庁舎)の耐震化率
50%(2020) ➡ 100%(2024)
- ・ 深川市業務継続計画(BCP)策定状況
策定済(2020) ➡ 必要に応じて更新
- ・ ICT 部門の業務継続計画(ICT-BCP)策定状況
未策定(2020) ➡ 策定(2024)
- ・ 緊急消防援助隊登録数
4 隊 18 名(2020) ➡ 現状維持

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(避難所等への石油燃料供給の確保)【自治防災室】

- 市と空知地方石油協同組合北空知分会との間で締結している協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を図る。

《指 標》

- ・ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定締結(2014) ➡ 現状維持

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)【農政課】

- 食料供給基地として重要な役割を担う本市の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進する。

(農業の体質強化)【農政課】

- 本市の農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、ＩＣＴを活用したスマート農業の導入など、持続的な農業経営に資する取り組みを推進する。

(地場農産物の付加価値向上と販路拡大)【農政課】

- 農業者自らが行う農産物の加工や販売などによる６次産業化を進め、ブランド化や収益性の高い安定した農業経営を推進し、道内外の消費者・実需者に対し、深川産農畜産物の積極的な売込・ＰＲを推進するほか、深川産米等の海外への市場開拓に向けた取り組みを関係団体と連携を図り推進する。

(農作物被害の防止)【農政課】

- 食料の安定供給を維持するため、エゾシカなど有害鳥獣による農作物被害に対して、防護柵の設置や計画的に有害鳥獣を駆除するなど、被害防止対策を推進する。

《指 標》

- ・ 主要農産物(水稻)の生産量 30,410t(2019) ➡ 30,940t(2024)
- ・ 基幹的な農業水利施設における個別施設ごとの長寿命化計画策定割合 0%(2016) ➡ 100%(2020)
- ・ GPS ガイダンスシステム導入率 6%(2019) ➡ 14%(2024)
- ・ 有害鳥獣駆除頭数(エゾシカ) 146 頭/年(2019) ➡ 240 頭/年(2024)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)【上下水道課】

- 災害時においても安定した給水を確保するため、老朽化した浄水場や配水管等の水道施設について、計画的で効率的な更新及び耐震化を推進する。
- 災害等における水道施設の機能不全に備え、応急給水・応急復旧に係る体制を構築し、危機管理体制の強化を図る。

(下水道施設等の防災対策)【上下水道課】

- 災害時に備えた「深川市公共下水道事業業務継続計画(下水道 BCP)」に基づく取り組みを行うとともに、下水道施設等の耐震化、耐水化、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を計画的に行う。

《指 標》

- ・ 上水道の基幹管路の耐震適合率 43.5%(2018) ➡ 優先度に応じて整備
- ・ 下水道 BCP の策定状況 策定済(2017) ➡ 必要に応じて更新
- ・ 下水道施設のストックマネジメント計画の策定状況 策定済(2018) ➡ 必要に応じて更新
- ・ 農業集落排水施設の機能診断実施状況 実施済(2019) ➡ 必要に応じて実施

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(道路交通ネットワークの整備)【都市建設課】

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、中心市街地を連結するアクセス道路の整備の要請をはじめ、緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

(道路施設の防災対策、老朽化対策)【都市建設課、農政課】

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。
- 地域の生活道路としての機能も担う農道や農道橋及び林道などについて、機能保全対策を適切に推進する。

(鉄道の機能維持・強化)【企画財政課、複合施設整備推進室】

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、国、道、市、鉄道事業者などの関係機関と連携し、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な検討・取り組みを進める。
- 鉄道とバスの円滑な乗り継ぎによる交通結節機能強化を図るため、ＪＲ深川駅周辺にバスターミナル機能を備えた複合施設の整備を進める。

《指 標》

・ 橋梁の予防保全率	38% (2019)	➡	80% (2024)
・ 橋梁点検実施率	3% (2019)	➡	100% (2023)
・ 路面性状調査率	92% (2019)	➡	100% (2021)

5. 経済活動の機能維持

5－1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)【地域振興課】

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、立地に向けた取り組みを促進する。

(企業の事業継続体制の強化)【商工労政課】

- 中小企業等における「事業継続計画」の策定に向けて、各業種関係団体等に対し普及・啓発を促進する。

(被災企業等への金融支援)【商工労政課】

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、事前防災・減災のための取り組みを推進する。

《指 標》

—

5－2 市内外における物流機能等の大幅な低下

(陸路における流通拠点の機能強化)【地域振興課】

- 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、災害時における物流拠点としての機能を維持するため、道央圏における物流拠点としての地理的優位性を活かした企業誘致を推進し、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取り組みを進める。

《指 標》

—

6. 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

（ため池の防災対策）【農政課】

- 大規模地震や豪雨等を起因とした、ため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検・診断を実施し、その結果に基づく対策を推進するとともに、既に策定済みである防災重点ため池のハザードマップについて、周知を継続的に行うとともに、必要に応じて見直しを図る。

《指 標》

- ・ 防災重点ため池の耐震性、豪雨に関する詳細調査の実施割合
50% (2020) ➡ 100% (2024)
- ・ 防災重点ため池のハザードマップの策定状況
策定済 (2020) ➡ 必要に応じて更新

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

（森林の整備・保全）【農政課】

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、人工林の造林や間伐等の森林整備、林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカや野ねずみなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

（農地・農業水利施設等の保全管理）【農政課】

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

- ・ 市有林の整備面積
6.8ha (2019) ➡ 7.0ha (2024)
- ・ 民有林の整備面積
90ha (2019) ➡ 132ha (2024)
- ・ 農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数
20 組織 (2020) ➡ 現状維持

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)【環境課】

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、大規模自然災害時に備え、市内外における相互協力支援体制の構築に努める。

(地籍調査の実施)【都市建設課】

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査の成果を適切に管理する。

(仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)【自治防災室、建築住宅課】

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国等と連携しながら、研修等を通じ職員の能力向上を図る。

《指 標》

- | | | | |
|------------------|------------|---|-----------|
| ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 | 未策定 (2020) | ➡ | 策定 (2024) |
| ・ 地籍調査進捗率 | 89% (2020) | ➡ | 現状維持 |

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携等)【自治防災室、都市建設課、建築住宅課】

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する地元建設業等との連携体制を強化する。
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や、災害時における民間企業の対応の検討など、関係団体等と連携した取り組みを推進する。

(行政職員の活用促進)【自治防災室、総務課】

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国、道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)【農政課、企画財政課、複合施設整備推進室】

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、市町村や住民に対し、集落対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、集落機能の維持・確保を図る取り組みを実施する。また、地域ぐるみの農村ツーリズムの取り組みを推進することにより、農村地域の活性化を図る。
- 平時からの市街地における交流機能強化のため、ＪＲ深川駅周辺の新たな拠点として、幅広い世代の人たちが自由に訪れ、交流の促進やにぎわいの創出が図れる複合施設の整備を進める。

《指 標》

- ・ 災害における応急対策業務に関する協定

作成済（2007） ➡ 必要に応じて更新

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は、2020年12月（令和2年度）から2025年3月（令和6年度）の概ね5年とする。

また、本計画は、深川市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた国・道への政策提案等を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、深川市強靱化の着実な推進に取り組んでいく。

3 持続可能な開発目標（SDGs）※の達成に向けた施策の推進

SDGsの目標達成に向けた国土強靱化の取り組みについて、国では「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2019（令和元）年12月改定）の8つの優先課題のうち、「4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」として示し、目標達成に向け、各施策を推進している。

道においては、北海道強靱化の取り組みについて、「北海道SDGs推進ビジョン」（2018（平成30）年12月策定）の5つの優先課題のうち、「Ⅰ あらゆる人々が将来の安全・安心を実感できる社会の形成」の「iv 災害に強い地域づくりとバックアップ機能の発揮」及び「Ⅴ 持続可能で個性あふれる地域づくり」の「iv 社会・経済を支える持続可能なインフラ整備の推進」として示している。

こうした国や道の動向を踏まえて、本市においては、本計画に掲げる施策の推進について、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものと判断し、道と同様に下記を強靱化の取り組みと関連するSDGsの主な目標と定め、強靱化を推進していく。

強靱化の取り組みと関連するSDGsの主な目標					
					

※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）

2015（平成27）年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットから構成。